

令和3年7月14日

市長定例記者会見

西宮市政記者クラブ各位

西宮市土木局長

御前浜橋（跳ね橋）の開閉方法の見直しについて

西宮市では、御前浜橋（跳ね橋）の開閉方法に関して、橋を通行する歩行者や自転車の利便性向上を目的とした見直しを行ってまいりましたが、このたび、港湾利用者や港湾管理者等との協議が整いましたので、下記のとおり、新たな開閉方法での運用を令和3年8月1日（日）より開始します。

記

1. 開閉方法の見直し内容

項目	これまでの開閉方法	新たな開閉方法
開閉回数	土曜、日曜、祝日	1日当たり4回
開閉時刻	1回目（10時）、2回目（12時）、3回目（15時）、4回目（17時）	
開閉方法	全開閉時刻で、船舶の通行の有無に関わらず橋桁を開閉操作	1回目は、跳ね橋の機械設備の稼働確認を兼ねてこれまで通り橋桁を開閉操作 操作2回目から4回目は、船舶の通行がある場合のみ橋桁を開閉操作

注) ここでいう「船舶」とは、橋桁を開けないと通行できない規模のものをいう。

2. 歩行者や自転車の利便性向上

これまでは、船舶の通行の有無に関わらず橋桁の開閉操作を行っていましたが、新たな開閉方法では、2回目から4回目の開閉時刻において、船舶の通行がなければ橋桁の開閉操作を行わないため、歩行者や自転車にお待ちいただく必要がなくなります。





以上

お問合せ先



西宮市 土木局 道路部 道路補修課（担当：岡部）

電話：35-3553 FAX：34-9727

御前浜橋（跳ね橋） 開閉方法の見直し

これまでの開閉方法		令和3年7月31日（土）まで		
開閉操作	 1回目（10時）	 2回目（12時）	 3回目（15時）	 4回目（17時）
開閉の流れ	①橋桁を開ける			
	②船舶の通行の有無を確認			
	③船舶の通行完了を確認			
	④橋桁を閉じる			
	⑤歩行者、自転車の通行			
摘要	船舶の通行の有無に関わらず全て開閉操作			



新たな開閉方法		令和3年8月1日（日）から	
開閉操作	 1回目（10時）	船舶の通行がある場合のみ開閉操作  2回目（12時）・3回目（15時）・4回目（17時）	
開閉の流れ	これまでと同じ	①船舶の通行の有無を確認	
		②橋桁を開ける ③船舶の通行完了を確認 ④橋桁を閉じる	
		⑤歩行者、自転車の通行	
摘要	1回目はこれまでと同じ（跳ね橋の機械設備の稼働確認を兼ねて開閉操作） 2回目以降は船舶の通行がある場合のみ開閉操作		

注1) 破線枠内は船舶の通行がある場合のみ行う手順

注2) 上記開閉操作は通常時の運用であり、緊急時はこの限りではない